

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510
法務部 03-6821-9520
商標部 03-6821-9540
FAX 共通 03-6821-9550



2021・9・10

人気チョコレート菓子

▽明治▽

「たけのこの里」が立体商標登録

特許庁は明治のチョコレート菓子「たけのこの里」の立体的な形状を商標登録（登録番号6419263号）した。

「たけのこの里」は、円すい形のクッキーにチョコレートをかけた形状で、1979年の発売以来、40年以上続いている人気商品。



(出典：商標公報：6419263号)

立体商標は、立体的な形状についても商品やサービスを識別する機能があるものとして商標登録を認めるという制度。

今回の登録により、「たけのこの里」がチョコレート菓子の中でも特別な形状であり、消費者に「見ただけでたけのこの里だと分かる」識別力を有していることと証明できたことになる。

また、姉妹商品である「きのこの山」は、2018年3月に立体商標登録（登録番号6031305）されている。

とが最善であると判断した」とコメントしている、ゲームの配信は今後も続けるとしている。

「科学技術指標2021」

▽文部科学省▽

注目度の高い論文数、中国が1位

文部科学省の科学技術・学術政策研究所（NISTEP）は、世界主要国の科学技術に関する研究活動を分析した「科学技術指標2021」を公表した。

それによると、日本は、研究開発費、研究者数はともに主要国（日米独仏英中韓の7か国）の中で第3位、論文数（分数カウント法）は世界第4位、特許ファミリー（2か国以上への特許出願）数では世界第1位で、昨年と同じ順位となった。

他の論文に多く引用される「注目度の高い論文」をみると、1位は中国の約4万200本で、シェア24.8%。昨年1位だった米国の約3万7100本、22.9%を抜いて初めてトップに立った。米中両国で半分近いシェアを占めている。日本は約3800本、2.3%で、インドに抜かれて昨年の9位から10位に後退した。

「白猫プロジェクト」▽任天堂とコロプラ スマホゲームの特許訴訟で和解成立

スマートフォン向けの人気ゲーム「白猫プロジェクト」をめぐる、任天堂が特許権を侵害されたとして、ゲームを開発したコロプラに損害賠償を求めている裁判で、コロプラは、約33億円を支払うことで和解したと発表した。和解に伴い、任天堂は訴訟を取り下げた。

任天堂は、コロプラの配信ゲーム「白猫プロジェクト」でタッチパネルの操作技術など計6件の特許権を侵害されたとして、約97億円の損害賠償とゲームの配信停止を求める訴訟を東京地裁に起こしていた。

コロプラは「和解による早期解決を図るこ

全分野	2017-2019年 (PY) (平均)		
	Top10%補正論文数		
国・地域名	分数カウント		
	論文数	シェア	順位
中国	40,219	24.8	1
米国	37,124	22.9	2
英国	8,687	5.4	3
ドイツ	7,248	4.5	4
イタリア	5,404	3.3	5
オーストラリア	4,879	3.0	6
カナダ	4,468	2.8	7
フランス	4,246	2.6	8
インド	4,082	2.5	9
日本	3,787	2.3	10

解説

進歩性の判断
(主引用文献に記載されている発明内容の把握)
知的財産高等裁判所 令和2年(行ケ)第10115号
審決取消請求事件 令和3年6月24日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「美容器」とする特許第5356625号(本件特許)(請求項の数:1)の特許権者である。

被告が本件特許に対して特許無効審判(無効2019-800028号)を請求したところ、特許庁が、「特許第5356625号の請求項1に係る発明についての特許を無効とする。」旨の審決(本件審決)をし、原告がその取り消しを求めた。

本件審決の要旨は、本件発明は、仏国特許出願公開2891137号明細書(甲1)に記載された発明(甲1発明)、仏国特許第2641256号明細書(甲2)に記載された事項及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものであるというものである。

本件審決が認定した本件発明と甲1発明との一致点及び相違点1、3は次のとおり。

【一致点】

ハンドルに一对のボールを、相互間隔においてそれぞれ一軸線を中心に回転可能に支持した美容器において、一对のボール支持軸の開き角度を70~80度とし、ボールの外周面に肌を押し当ててハンドルの先端から基端方向に移動させることにより肌が握み上げられるようにした美容器。

【相違点】

1 一对のボールを回転可能に支持しているのは、本件発明では、ハンドルの先端部であるのに対して、甲1発明では、先端部であるか不明である点。

3 本件発明では、往復動作中にボールの軸線が肌面に対して一定角度を維持できるように、ボールの軸線をハンドルの中心軸に対して前傾させて構成しているのに対して、甲1発明では、そのような構成を有するか明らかでない点。

原告が主張した取消事由は、「相違点1、3ないし5の容易想到性の判断の誤り」である。

相違点1、3に関して、本件審決では、ユーザーが握る中央ハンドルは「球、あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」との記載が甲1に存在することから、長尺状の形状のハンドルが含まれることは甲1に記載されたに等しい事項であるとして、相違点に係る構成が容易想到であり、また、実質的な相違点とならないと判断していた。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2019-800028号事件について令和2年8月17日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

取消事由1及び3(相違点1及び3の容易想到性に関する判断の誤り)について

甲1には、請求項1に「任意の形状の中央ハンドル」との記載があり、発明の詳細な説明中に、ユーザーが握る中央ハンドルは「球、あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」との記載ぶりからすれば、まずは「球」が念頭に置かれていると理解するのが自然であり、しかも甲1の添付図(FIG.1、FIG.2)は、いずれも器具の正面図であり、実施例を表すとされているが、そこに描かれたハンドルの形状や全体のパラメータに照らして、球状のハンドルが開示されているとしか理解できないものである。

しかし、「球、あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」との記載ぶりからすれば、まずは「球」が念頭に置かれていると理解するのが自然であり、しかも甲1の添付図(FIG.1、FIG.2)は、いずれも器具の正面図であり、実施例を表すとされているが、そこに描かれたハンドルの形状や全体のパラメータに照らして、球状のハンドルが開示されているとしか理解できないものである。

また、甲1には、甲1発明のマッサージ器具は、ユーザーがハンドルを握り、これを傾けて、ハンドルに2つの軸で固定された2つの回転可能な球を皮膚に当てて回転させると、球が進行方向に

対して非垂直な軸で回転することにより、球の対称な滑りが生じ、球の間に拘束されて挟まれた皮膚を集めて皮膚に沿って動き、引っ張る代わりに押圧すると、球の滑りと皮膚に沿った動きによって皮膚が引き伸ばされることが開示されているところ、こうした2つの球がハンドルに2つの軸に固定され、2つの軸が70~100度をなす角度で調整された甲1発明において、球が進行方向に対して非垂直な軸で回転し、球の間に拘束されて挟まれた皮膚を集めて皮膚に沿った動きをさせるためには、ハンドルを進行方向に向かって倒す方向に傾けることが前提となる。

ハンドルが球状のものであれば、後述するハンドルの周囲に軸で4個の球を固定した場合を含めて、把持したハンドルの角度を適宜調整して進行方向に向かって倒す方向に傾けることが可能である。しかし、ハンドルを長尺状のものとし、その先端部に2つの球を支持する構成とすると、球状のハンドルと比較して傾けられる角度に制約があるために進行方向に傾けて引っ張る際にハンドルの把持部と肌が干渉して操作性に支障が生じかねず、こうした操作性を解消するために長尺状の形状を改良する(例えば、本件発明のように、ボールの軸線をハンドルの中心軸に対して前傾させて構成させる(相違点3の構成)が必要が更に生じることになる。そうすると、甲1の中央ハンドルを球に限らず「任意の形状」とすることが可能であるとの開示があるといっても、甲1発明の中央ハンドルをあえて長尺状のものとする動機付けがあるとはいえない。

また、甲1においては、「マッサージする面に適合させるために、より大きな直径を持つ1つまたは2つの追加球をハンドルが受容可能である」形態も開示されており、FIG.2には、小さい直径の球を2つ、大きな直径球を2つそれぞれハンドルに軸によって固定された図が開示されている。

このような実施例において、ハンドルを球状から長尺状とすると、前記のとおり、甲1発明のマッサージ器具は、ユーザがハンドルを握り、これを傾けて、ハンドルに2つの軸で固定された2つの回転可能な球を皮膚に当てて回転させると、球が進行方向に対して非垂直な軸で回転することにより、球の対称な滑りが生じ、球の間に拘束されて挟まれた皮膚を集めて皮膚に沿って動き、引っ張る代わりに押圧すると、球の滑りと皮膚に沿った動きによって皮膚が引き伸ばされるとの作用効果を生じるところ、例えば、大きい球を皮膚に当てることを想定し、長尺状のハンドルを中心軸に前傾させて構成させると、小さい球を皮膚に当てるときには、ハンドルを進行方向に対して傾けて小さい球の球を引っ張ることができなくなる。したがって、こうした点からすると、甲1のハンドルを長尺状のものとするには、むしろ阻害要因があるといえる。

そうすると、甲1発明のハンドルが長尺状のハンドルを排除するものではないとして、当業者が長尺状のハンドルを容易に想起し得るものとはいえないし、ましてや、長尺状のハンドルが甲1に記載されたに等しい事項であると認めることはできないから、甲1発明のハンドルには長尺状のものが含まれ、長尺状のハンドルが甲1に記載されたに等しい事項であることを前提として、相違点1については、ハンドルを長尺状のものとした場合には、一对の回転可能な球を先端部に配置することは甲1発明、又は甲1発明及び周知技術に基づいて当業者であれば容易に想到し得たものであり、また、相違点3については実質的な相違点にならないとした本件審決の判断は誤りというほかない。

第4 考察

ユーザーが握る中央ハンドルは「球、あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」との記載が甲1に存在することから、長尺状の形状のハンドルが含まれることは甲1に記載されたに等しい事項であるとして特許庁が下した容易想到=進歩性欠如の判断について、甲1の記載内容に基づいて、「甲1発明の中央ハンドルをあえて長尺状のものとする動機付けがあるとはいえない」、「甲1のハンドルを長尺状のものとするには、むしろ阻害要因があるといえる」として特許庁審決を取り消す判決となった。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

知的財産取引に関する ガイドラインを公表

■中小企業庁■

中小企業庁は、「知的財産取引に関するガイドライン（指針）」を公表した。

ガイドラインは、中小企業の知財やノウハウを保護するために作成されたもので、大企業が優越的な立場を利用して中小企業の知財を不正取得するなどのトラブルを防ぐことを目的としている。ガイドラインの主なポイントは以下のとおり。

【契約締結前】

契約締結前に、相手方の秘密情報を相手方の事前の承諾なく取得又は開示を強要しないこと、相手方の意思に反して、秘密保持契約締結無しに、相手方の秘密を知り得る行為をしないことを求める。

【試作品製造・共同開発等】

製造、開発段階に関しては、無償の技術指導・試作品製造等の強制をしないこと、承諾がない知的財産やノウハウ等の利用をしないこと、共同開発の成果は、技術やアイデアの貢献度によって決めることを原則とし、これと異

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

なる場合は相当の対価を支払うことを求める。

【特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償許諾】

特許出願、知的財産権の譲渡、無償許諾に関しては、取引と直接関係のない、または独自に開発した成果について出願等に干渉しないこと、相手方に帰属する知的財産権について、無償譲渡の強要や自社への単独帰属を強要しないこと、また、相手方の知的財産権の無償実施を強制しないことを求める。

●優越的地位を濫用した行為の事例●

- ・秘密保持契約・目的外使用の契約なしでの取引の強要
- ・営業秘密であるノウハウの開示の強要
- ・設計図面等を買叩かれる
- ・無償の技術指導・試作品の製造を強要される
- ・著しく均衡を失した名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる
- ・特許出願に干渉される
- ・知的財産権の無償譲渡、無償ライセンスを強要される
- ・知財訴訟等のリスクを転嫁される

(出典：公正取引委員会「優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告」)

全体意匠と部分意匠の 関連意匠登録事例を公開

■特許庁■

特許庁は、「物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例」を公表した。

登録事例では、物品等の全体について意匠登録を受けようとする意匠と、物品等の一部について意匠登録を受けようとする意匠の間で、本意匠・関連意匠として登録されたものの中から、意匠の類否について参考となるものを紹介している。

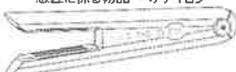
意匠制度には、関連意匠制度と部分意匠制

度がある。関連意匠制度とは、一つのコンセプトから創作された複数の「バリエーション」の意匠について一群として保護するという制度。ある意匠を本意匠と定め、その本意匠に類似する意匠を関連意匠として意匠登録することができる。

これらの意匠制度は、相互間の類否判断が難しくなる。そのため、全体意匠と部分意匠の関連意匠戦略を検討する際に、登録事例集は参考になると思われる。

詳細は特許庁HP

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/buppin.html>

<p>本意匠（全体意匠） 第1673669号 意匠に係る物品 ヘアアイロン</p>  <p>関連意匠（部分意匠） 第1673994号 意匠に係る物品 ヘアアイロン</p> 	<p>本意匠（全体意匠） 第1666706号 意匠に係る物品 椅子</p>  <p>関連意匠（部分意匠） 第1683912号 意匠に係る物品 椅子</p> 	<p>本意匠（全体意匠） 第1658391号 意匠に係る物品 ラベルプリンタ</p>  <p>関連意匠（部分意匠） 第1658547号 意匠に係る物品 ラベルプリンタ</p> 
--	--	---

(特許庁「物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例」より抜粋)

審 決 紹 介

本願商標「軽が安い」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2020-3306、令和3年5月20日審決、審決公報第259号）

1 本願商標

本願商標は、「軽が安い」の文字を標準文字で表してなり、第35類「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を指定役務として、平成30年10月4日に登録出願されたものである。

2 原査定定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「軽が安い」の文字を標準文字で表してなるところ、本願の指定役務を取り扱う業界においては、「軽が安い」の文字が「軽自動車」の程の意味合いで宣伝広告として広く使用されている実情が認められる。そうすると、本願商標は、その構成全体から前記意味合いを認識させるにすぎないものであって、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標というのが相当であるから、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「軽が安い」の文字を標準文字で表してなるところ、本願商標の指定役務との関係において、「軽」の文字が「軽自動車」の略称を、「安い」の文字が、「品物の量や質の割に値段が低いこと」を認識させるとしても、これらの文字を結合した「軽が安い」の文字が、直ちに、原審説示の意味合いを表したものと理解、認識されるとはいえないものである。

さらに、当審において職権をもって調査すると、「軽が安い」の文字が、請求人とその関係者が使用していることは確認できるものの、それ以外の者によって、一般に使用されている事実は発見できず、また、取引者、需要者が、当該文字を特定の役務の特徴等を表示するものと認識する等、これを自他役務の識別標識と認識し得ないと判断すべき特別な事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、これをその指定役務について使用しても、自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものとみるのが相当であり、需要者が何人かの業務に係る役務であると認識することができない商標とはいえないものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「日本情報バンク」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2020-13273、令和3年5月25日審決、審決公報第259号）

1 本願商標

本願商標は、「日本情報バンク」の文字を標準文字で表

してなり、第35類「電子計算機を用いて行う情報検索事務の代行」を指定役務として、平成31年2月7日に登録出願されたものである。

2 原査定定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「日本情報バンク」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「バンク」の文字は「銀行」を意味する「bank」の片仮名表記で、一般によく知られた語であるから、全体として「日本の情報銀行」ほどの意味合いを認識させる。

そして、「情報銀行」とは、「個人情報を持ち、利用者の同意する範囲内で管理運用し、その対価と便益を本人や社会全体に還元する事業者。または、そのサービス。」を意味する語として使用されており、いくつもの企業が情報銀行事業に参入している実情がある。

そうすると、本願商標は、その指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者は、「日本における情報銀行業、日本における情報銀行に関する役務」であることを理解するにすぎないから、自他役務の識別標識とは認識し得ず、何人かの業務に係る役務であることを認識することができないものである。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。

3 当審の判断

本願商標は、「日本情報バンク」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、大きさで、間隔なく、横一列にまとまりよく一体的に表されているから、構成文字全体をして一連一体の語を表してなると看取できるものである。

そして、本願商標は、その構成中「日本」の文字は「わが国の国号」を指称する語であって、「情報」の文字は「ある事柄についての知らせ。判断を下したり行動を起こしたりするために必要な、種々の媒体を介しての知識。」、「バンク」の文字は「銀行。特定のものや情報を集め、必要に備えて蓄えておく機関。」の意味を有する（参照：「大辞泉 第2版」小学館、「広辞苑 第7版」岩波書店）と、各語を結合して成語や慣用語となるものではなく、それぞれの語義を結合して連想される意味合いも具体性を欠くもので、直ちに特定の意味合いを認識、理解させるものではない。

また、当審において職権をもって調査するも、本願商標の指定役務を取り扱う業界において、「日本情報バンク」の文字又はそれに類する文字が、役務の質の表示や業種名等として、取引上一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を何人かの業務に係る役務であることを認識できないというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標とはいえず、商標法第3条第1項第6号に該当しないから、それに該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和37(1962)年	商標登録第 582607号～第 582954号
47(1972)年	商標登録第 947712号～第 952691号
57(1982)年	商標登録第1498519号～第1503600号
平成4(1992)年	商標登録第2376501号～第2386497号
平成14(2002)年	商標登録第2724383号
平成14(2002)年	商標登録第3371426号～第3371431号
平成14(2002)年	商標登録第4539666号～第4546795号
平成24(2012)年	商標登録第5466942号～第5474282号

各年の2月1日～2月28日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成30年10月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは9月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

【おこわり】

毎月月末に2カ月前の特許出願等の件数が特許庁ウェブサイト「特許出願等統計速報」として公表されます。8月末には本年6月分の出願件数が公表されることになっていましたが、特許庁内での事情により公表が本号の作成に間に合いませんでした。令和3年6月分の特許出願、商標登録出願の件数につきましては次号で令和3年7月分とまとめて紹介します。